

県有施設における大規模イベント等の取扱いについて

令和2年11月19日
危機管理部

- 各施設においては、11月末までとしていたイベントの開催制限を来年2月末まで延長したことに伴い、野外フェス等の開催要件などの一部見直しを行っていることから、各施設で作成している「業種別ガイドライン」を確認し、必要に応じて見直しを行うこと。
- 引き続き、全国的な移動を伴うイベントまたはイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、開催要件等について新型コロナウイルス感染症対策本部事務局総括班に事前相談すること。